

造 林 事 業 請 負
入 札 説 明 資 料
(七ヶ宿地区、地拵・植付外)

総合評価落札方式

令和 7 年 3 月 31 日

仙台森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（七ヶ宿地区、地拵・植付外）
- 2 事業場所 宮城県刈田郡七ヶ宿町字柳澤山国有林 378 林班か 4 小班外
- 3 事業量 地拵・植付 8.59ha、下刈 78.00ha、除伐 11.50ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 14 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は別紙 1 のとおり
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

8 特約事項

別紙 2 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月31日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15番1号
分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長

印

請負者 住所

氏名

印

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	各会計年度における請負金の支払 限度額	年度 円	第 40 条第 1 項
		年度 円	
		年度 円	
	支払限度額に対応する各会計年度 の出来高予定	年度 円	第 40 条第 2 項
		円	
		円	
	前払金	該当なし	第 41 条
	翌会計年度		円 第 41 条第 3 項
	部分払		第 42 条
	前払金の支払を受けている場合の 部分払額の決定	(a)	第 42 条第 2 項
		(b)	
	各会計年度において部分払を請求 できる回数	年度 回 年度 回 年度 回	第 42 条第 3 項

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

事業内訳書

造林事業請負（七ヶ宿地区、地拵・植付外）

別紙 1

注：林令は、令和 7 年 4 月 1 日時点のものである。

番号	作業種及び 作業手段	林小班	面 積 (数量)	単位	林令	事業期間	担当区	備 考
1	地拵 機械 全刈筋置	378 か4	0.38	ha	-	契約日の翌日 から10/10まで	七ヶ宿	
2	地拵 機械 全刈筋置	397 む	8.21	ha	-			
	計		8.59	ha				
1	植付 人力	378 か4	0.38 (0.75)	ha 千本	1	契約日の翌日 から10/31まで	七ヶ宿	スギコンテナ苗（少花粉）
2	植付 人力	397 む	8.21 (22.20)	ha 千本	1			カラマツコンテナ苗
	計		8.59 (22.95)	ha 千本				
1	下刈 機械 全刈	368 ろ2	3.56	ha	2	契約日の翌日 から7/31まで	七ヶ宿	
2	下刈 機械 全刈	368 は2	4.60	ha	2			
3	下刈 機械 全刈	368 は3	1.42	ha	2			
4	下刈 機械 全刈	377 か1	8.25	ha	2	契約日の翌日 から10/31まで		
5	下刈 機械 全刈	389 ふ1	2.12	ha	3	契約日の翌日 から7/31まで		
6	下刈 機械 全刈	397 そ1	5.13	ha	4	契約日の翌日 から10/31まで		
7	下刈 機械 全刈	397 つ	4.20	ha	3			
8	下刈 機械 全刈	397 ね1	2.65	ha	3			
9	下刈 機械 全刈	397 ら1	5.19	ha	3			
10	下刈 機械 全刈	397 ら2	1.34	ha	3			
11	下刈 機械 全刈	397 う1	0.85	ha	3			
12	下刈 機械 全刈	397 う2	1.62	ha	3			
13	下刈 機械 全刈	397 う3	2.35	ha	3			

注：林令は、令和7年4月1日時点のものである。

番号	作業種及び 作業手段	林小班	面 積 (数量)	単位	林令	事業期間	担当区	備 考
14	下刈 機械 全刈	397 の	4.66	ha	3	契約日の翌日 から10/31まで	七ヶ宿	
15	下刈 機械 全刈	401 て	5.76	ha	5	契約日の翌日 から10/31まで		
16	下刈 機械 全刈	402 ね	2.61	ha	2			
17	下刈 機械 全刈	402 な1	6.72	ha	2			
18	下刈 機械 全刈	416 へ	3.99	ha	4	契約日の翌日 から9/30まで		
19	下刈 機械 全刈	418 め1	2.50	ha	3			
20	下刈 機械 全刈	418 め2	0.50	ha	3			
21	下刈 機械 全刈	418 る1	3.45	ha	3			
22	下刈 機械 全刈	418 る4	3.27	ha	3			
23	下刈 機械 全刈	422 や	1.26	ha	2			
	計		78.00	ha				
1	除伐 人力	378 よ1	11.50	ha	10	契約日の翌日 から11/14まで	七ヶ宿	
	計		11.50	ha				

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は入山前、下山時にしっかり
落とし、タイヤの洗浄をしましょう。



3

家畜がいる施設や野生イノシシ
の罠や柵に近寄らないようにしましょう。



4

消毒ポイントや洗浄ポイント
では指示に従ってください。

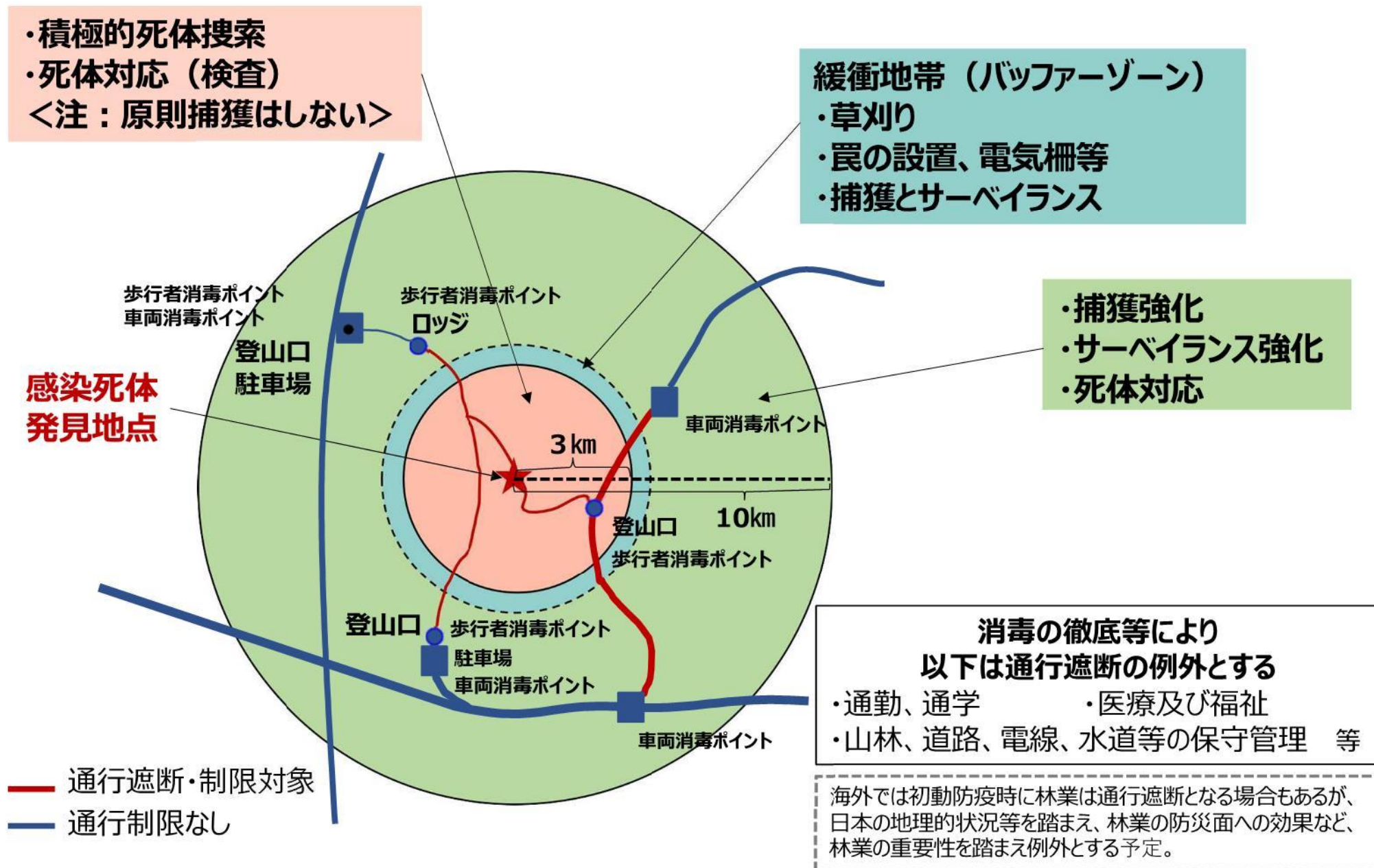


5

イノシシの死体を見つけたら
管轄の自治体に連絡して下さい。



アフリカ豚熱の初動防疫措置の内容



◎ 地拵条件因子表

[illegible]

◎ 植付条件因子表

[illegible]

◎ 下列条件因子表

[illegible]

◎ 除伐条件因子表

[illegible]

造林事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

（写真の提出）

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

（準備器材）

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黑板。
ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

（写真撮影）

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黑板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

（写真整理）

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黑板の不明瞭なものは、黑板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黑板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈筋置地拵作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（地床植生の刈払い及び末木枝条の処理）

- 3 区域内のすべての地床植生（ササ、雑草、かん木等）を地際より刈払わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、刈払物及び末木枝条は、植列に合わせて筋状に整理するもので高さ 1 m 以内に集積し、植付に支障とならないように取り片付けるものとする。この場合植列方向は監督職員の指示によらなければならない。なお、集積物が多すぎる場合は監督職員の指示により谷筋などの植栽不能地に巻落としを行わなければならない。

（立木及びかん木類の処理）

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒した立木及びかん木類は、前項に基づいて処理することとするが植付や保育作業に支障となるような幹や枝は適宜切り離しを行わなければならない。

（作業歩道の作設）

- 5 作業歩道は幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 6 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第88号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹 種	苗 齢	規 格			備 考
		区 分	苗 長	根 元 径	
スギ（少花粉）	2年生以上	コンテナ苗	35cm 上	4.0mm 上	
カラマツ	2年生以上	コンテナ苗	35cm 上	4.5mm 上	

「原則として、花粉症対策苗木。ただし、これによりがたい場合は協議。」

3 形 質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ていて、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

（運搬計画書）

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

（運搬方法）

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

（1回に運搬する苗木の数量）

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

（その他）

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員
殿

請負者住所
氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記 事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（苗木の許容損傷率）

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令					
	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
ス ギ	8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
カ ラ マ ツ	8	8	6	6	4	4
そ の 他 針	8	8	6	6	4	4
広 葉 樹	8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 6 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から 30cm 程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

（有用天然木の範囲）

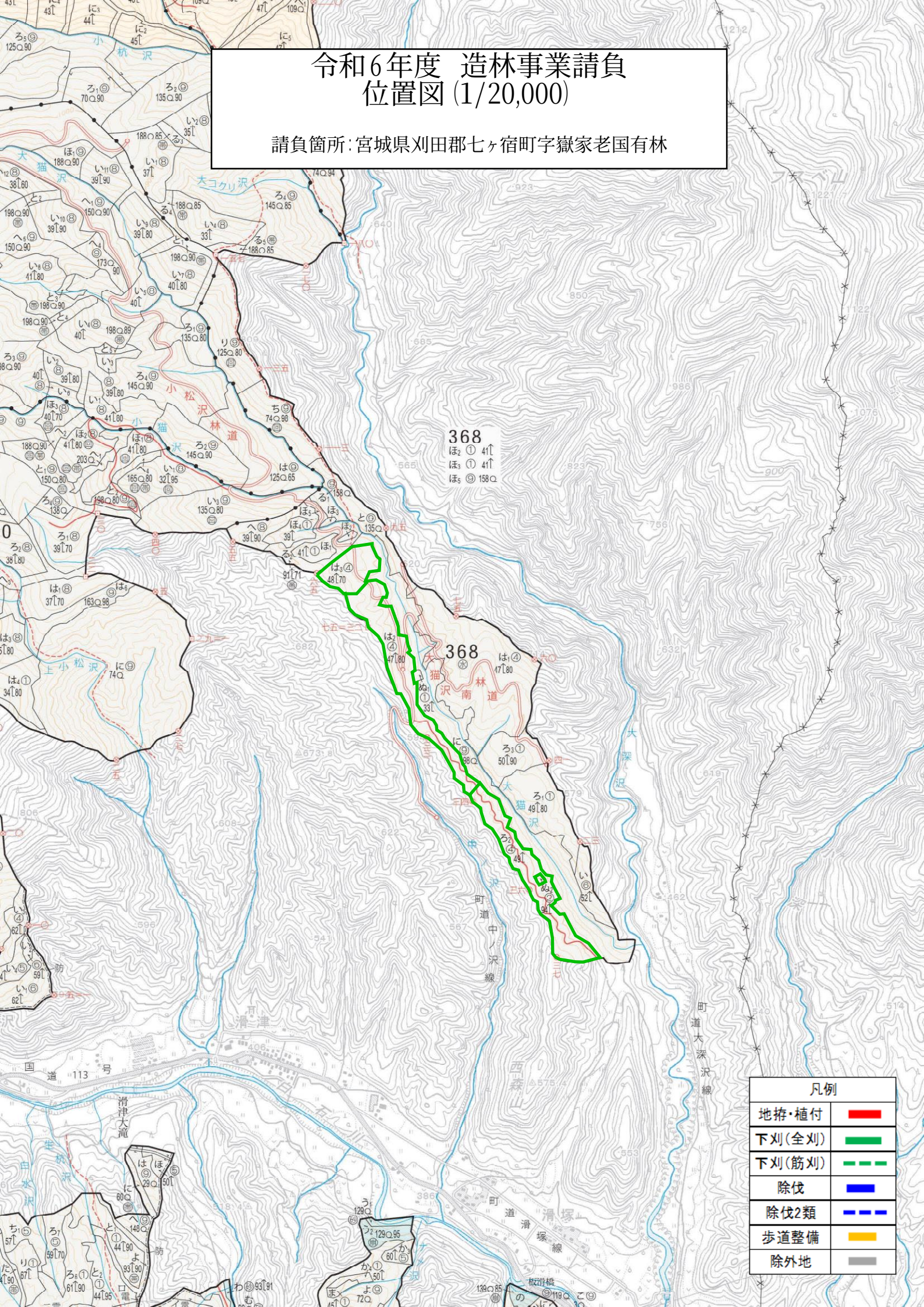
- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（4）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/20,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字嶽家老国有林



368

ほ₂ ① 41↑
ほ₃ ① 41↑
ほ₅ ⑤ 158Q

368

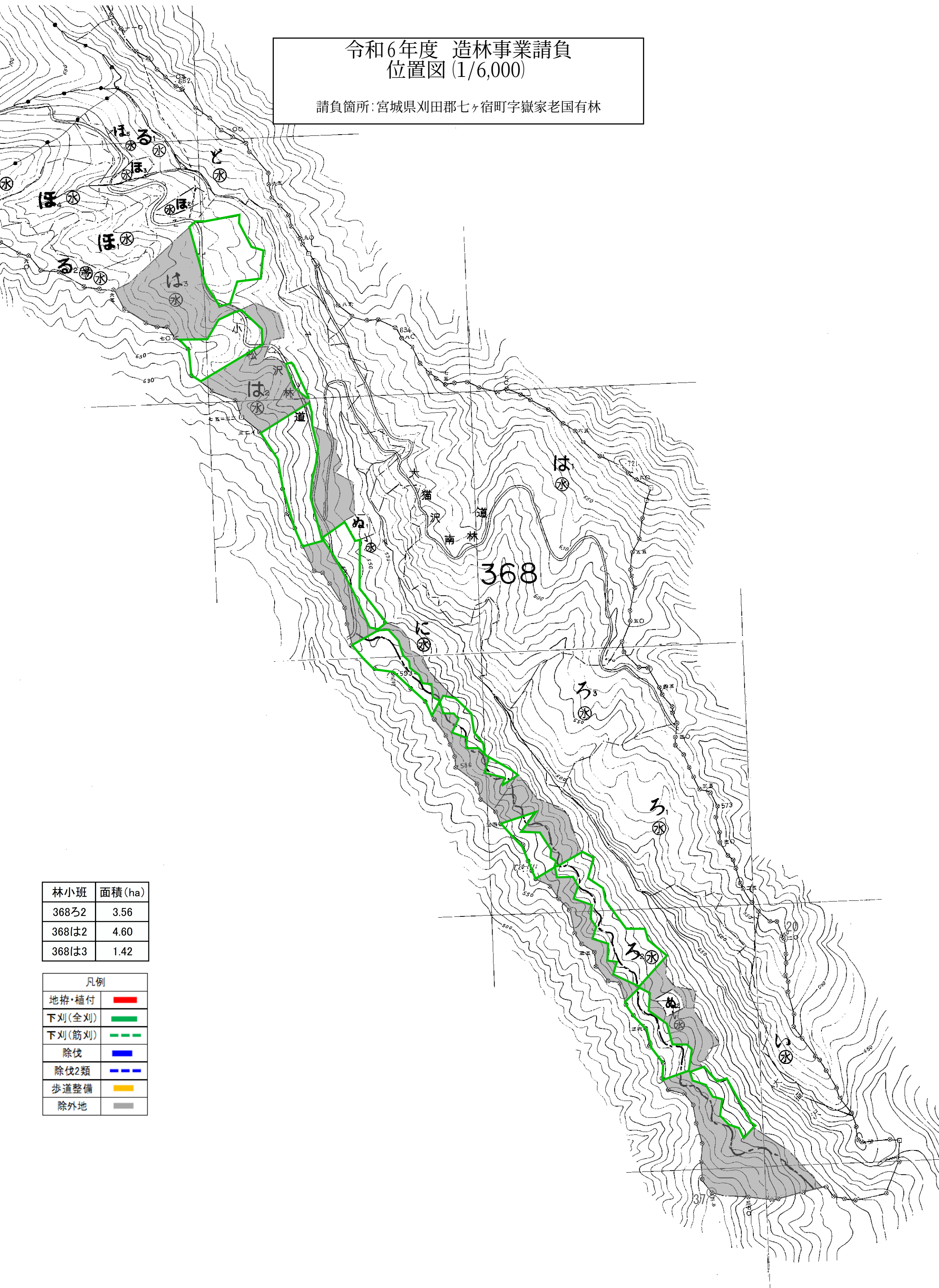
ほ₄ ④ 47↑80
ほ₁ ④ 47↑80
ほ₂ ④ 47↑80
ほ₃ ④ 47↑80
ほ₅ ④ 47↑80

凡例

地拵・植付	
下刈(全刈)	
下刈(筋刈)	
除伐	
除伐2類	
歩道整備	
除外地	

令和6年度 造林事業請負
位置図 (1/6,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字嶽家老国有林



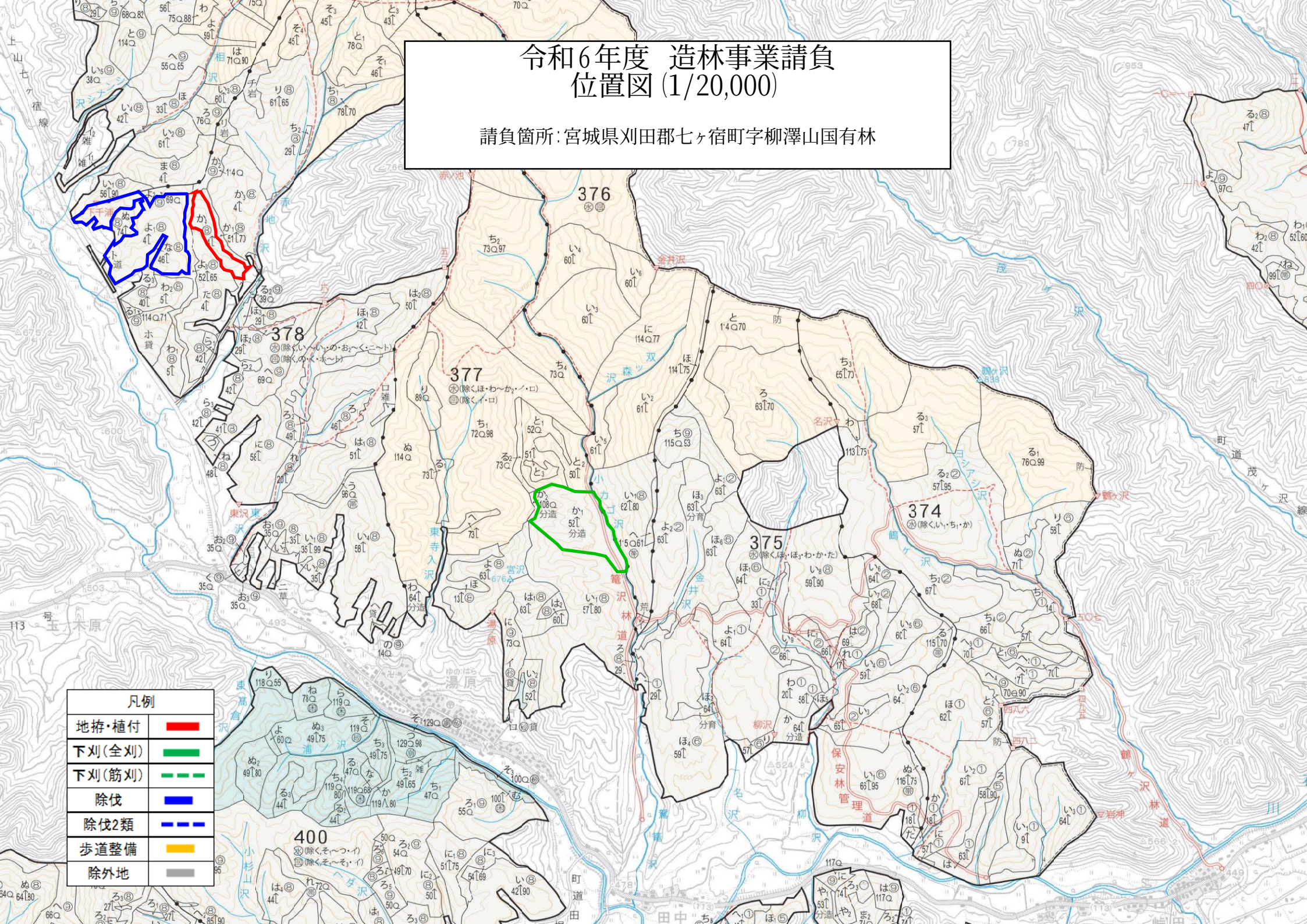
林小班	面積 (ha)
368ろ2	3.56
368は2	4.60
368は3	1.42

凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	---
除伐	■
除伐2類	---
歩道整備	■
除外地	■

令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/20,000)

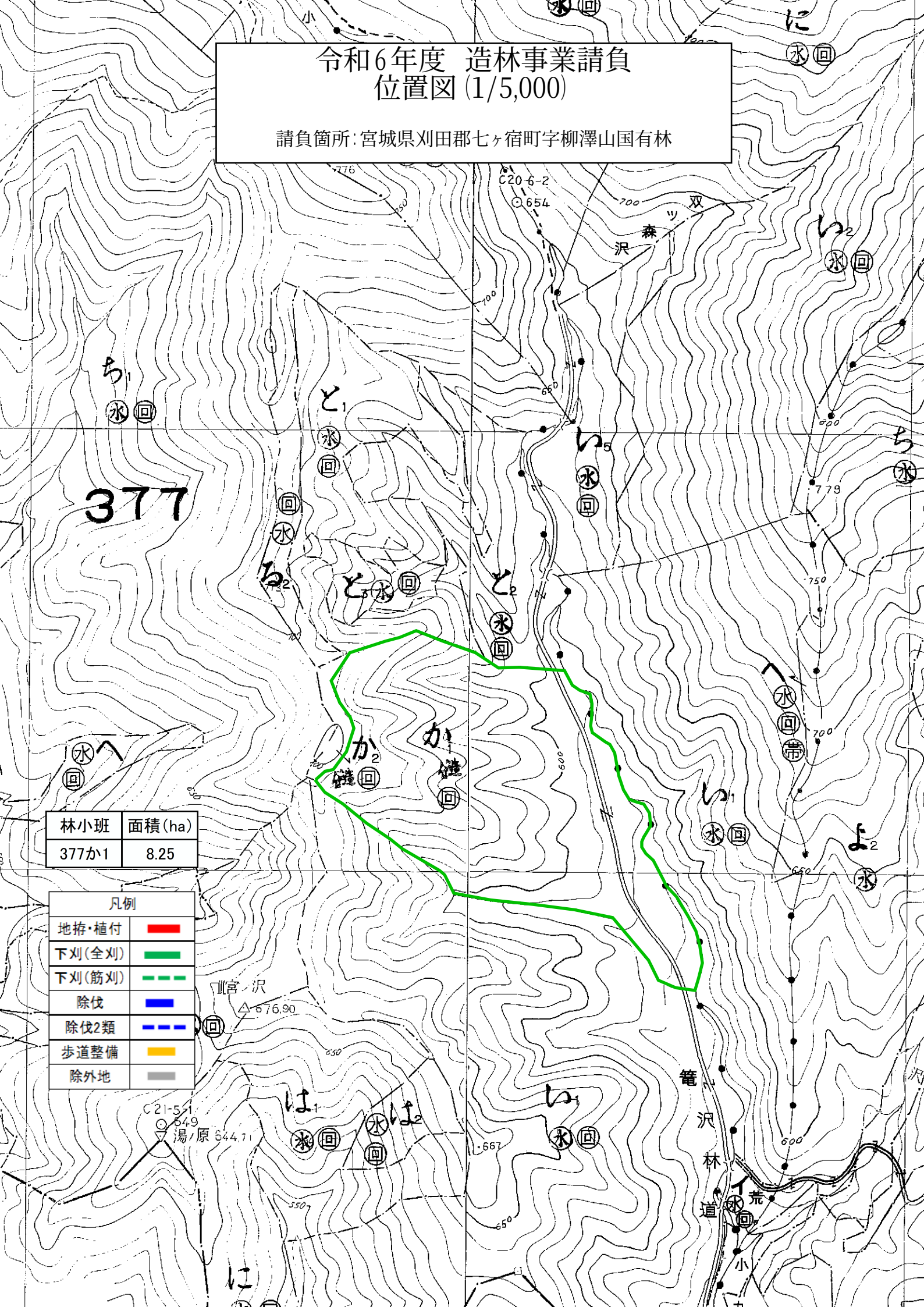
請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字柳澤山国有林

凡例	
地帯・植付	
下刈(全刈)	
下刈(筋刈)	
除伐	
除伐2類	
歩道整備	
除外地	



令和6年度 造林事業請負
位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字柳澤山国有林

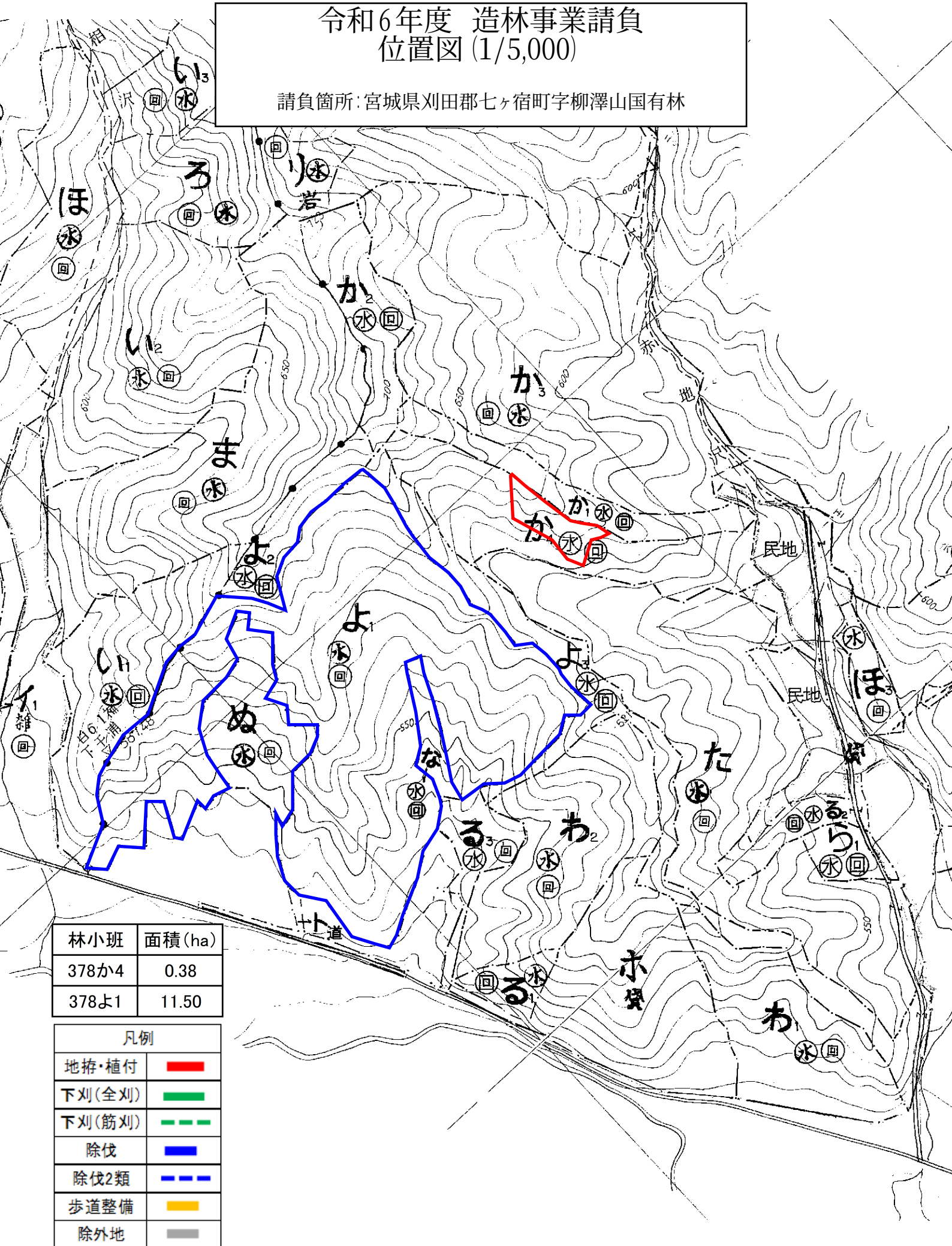


林小班	面積 (ha)
377か1	8.25

凡例	
地柵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	---
除伐	■
除伐2類	---
歩道整備	■
除外地	■

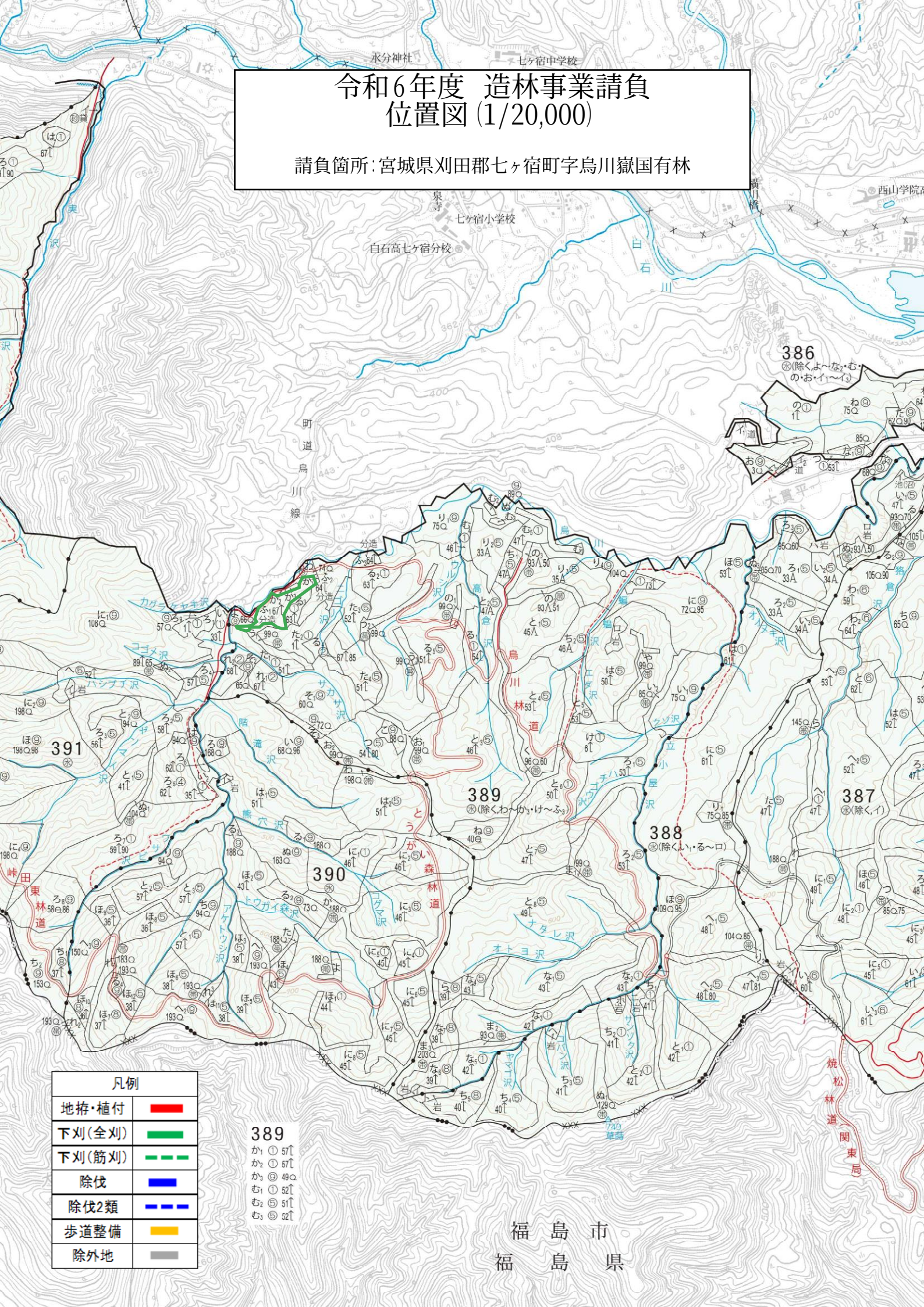
令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字柳澤山国有林



令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/20,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字烏川嶽国有林



凡例

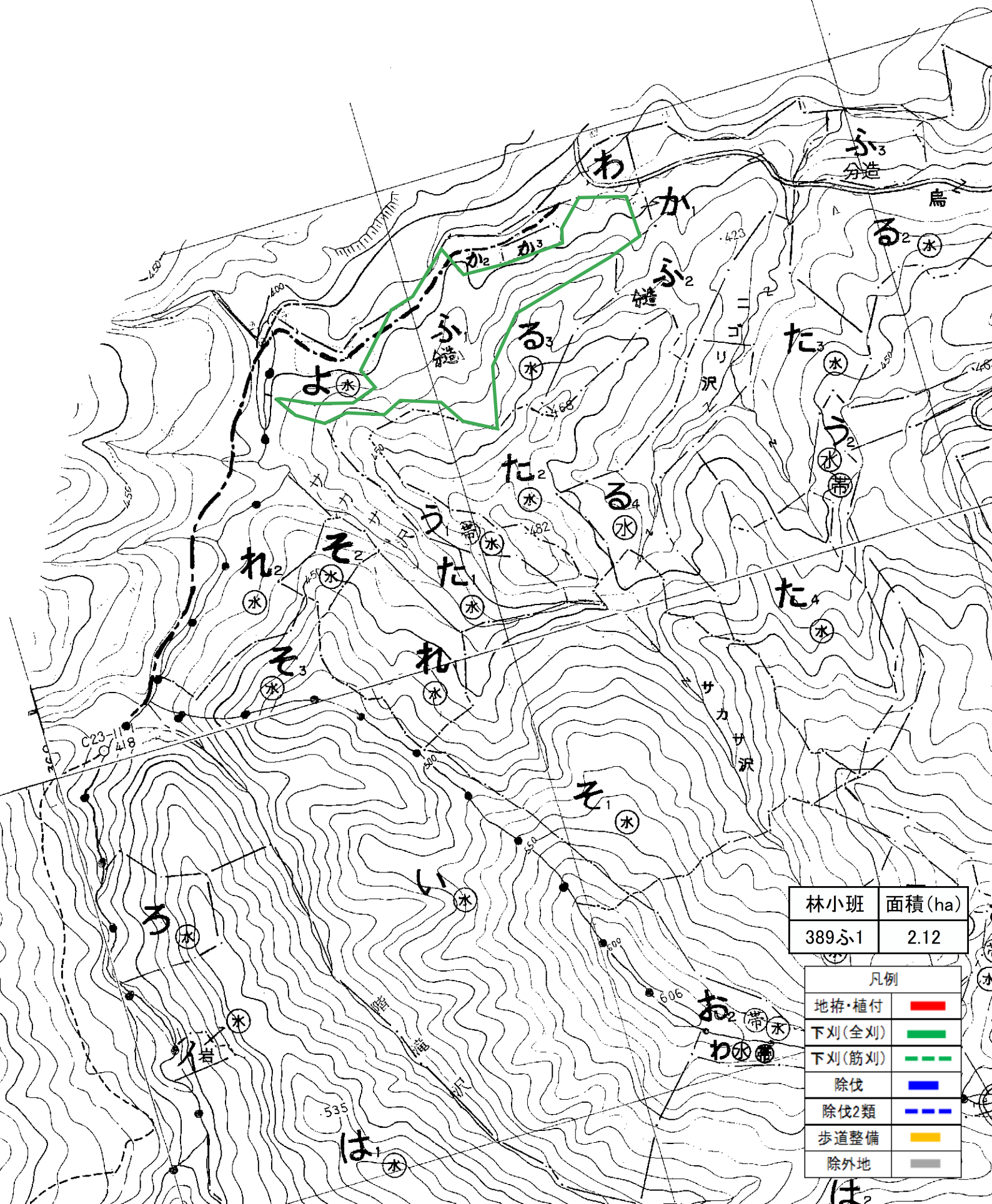
地拵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	---
除伐	■
除伐2類	---
歩道整備	■
除外地	■

389

か₁ ① 57
か₂ ① 57
か₃ ① 49
む₁ ① 52
む₂ ① 51
む₃ ① 52

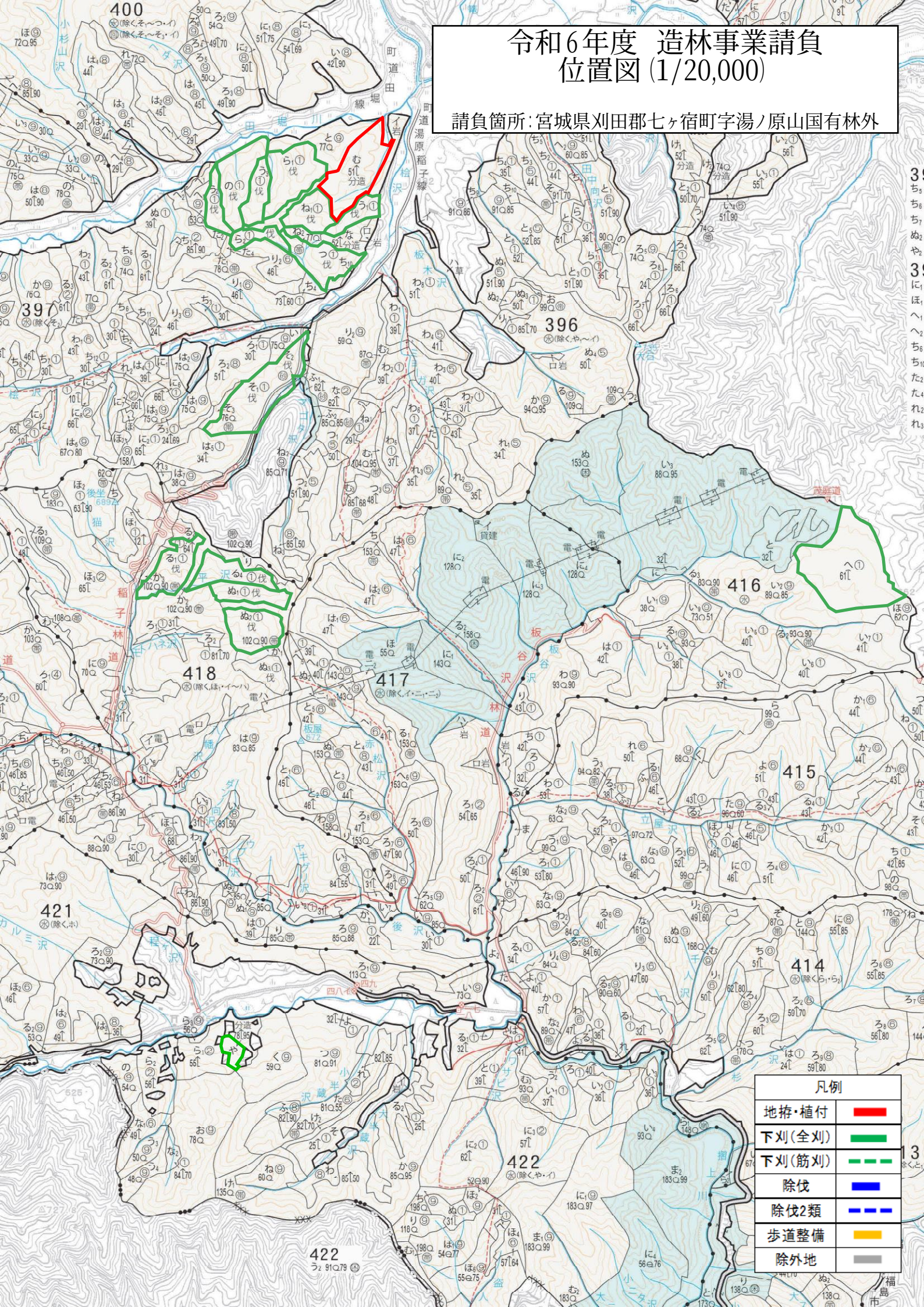
福島市
福島県

請負箇所:宮城県刈田郡七ヶ宿町字烏川嶽国有林



令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/20,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯ノ原山国有林外

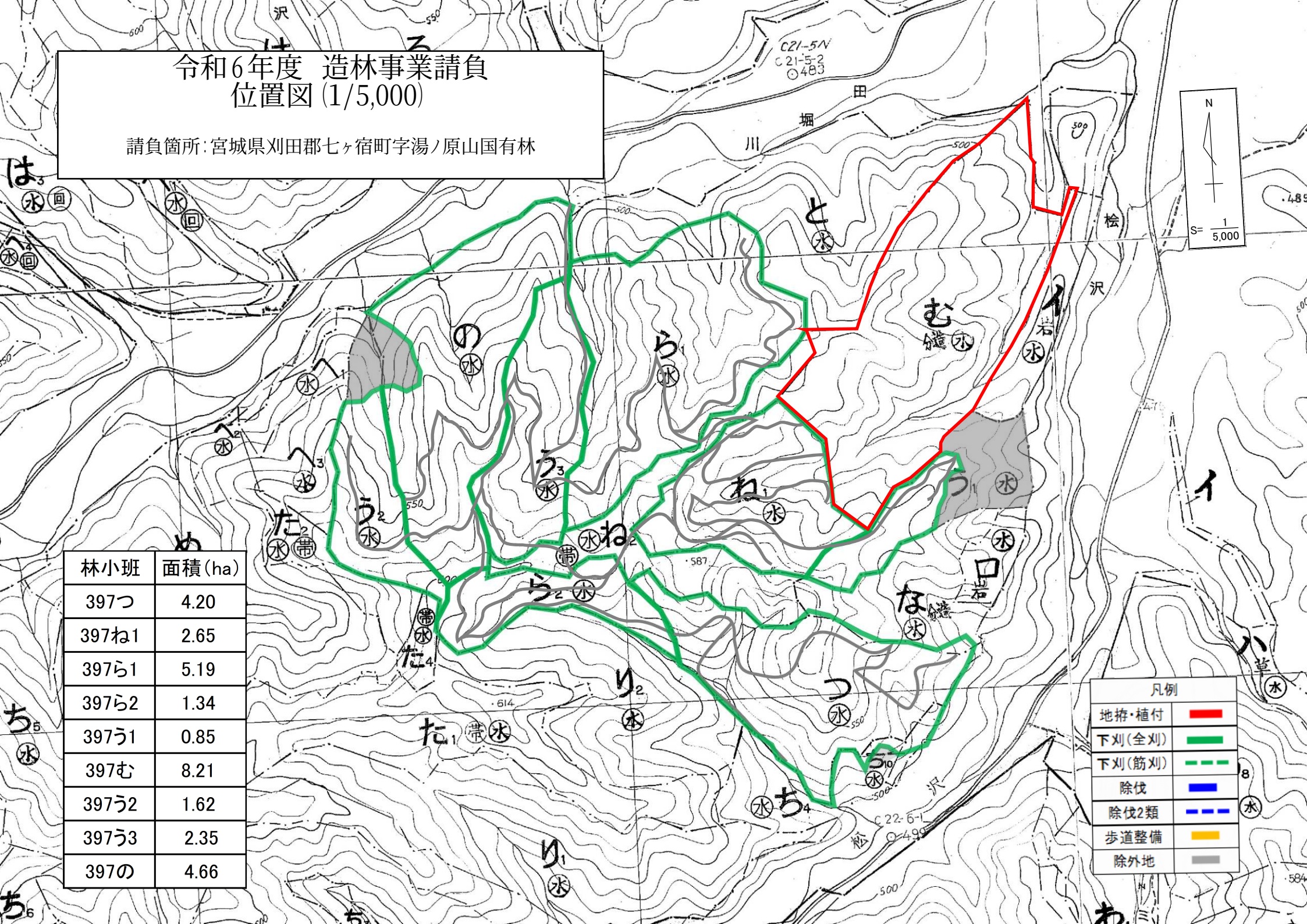


令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯ノ原山国有林

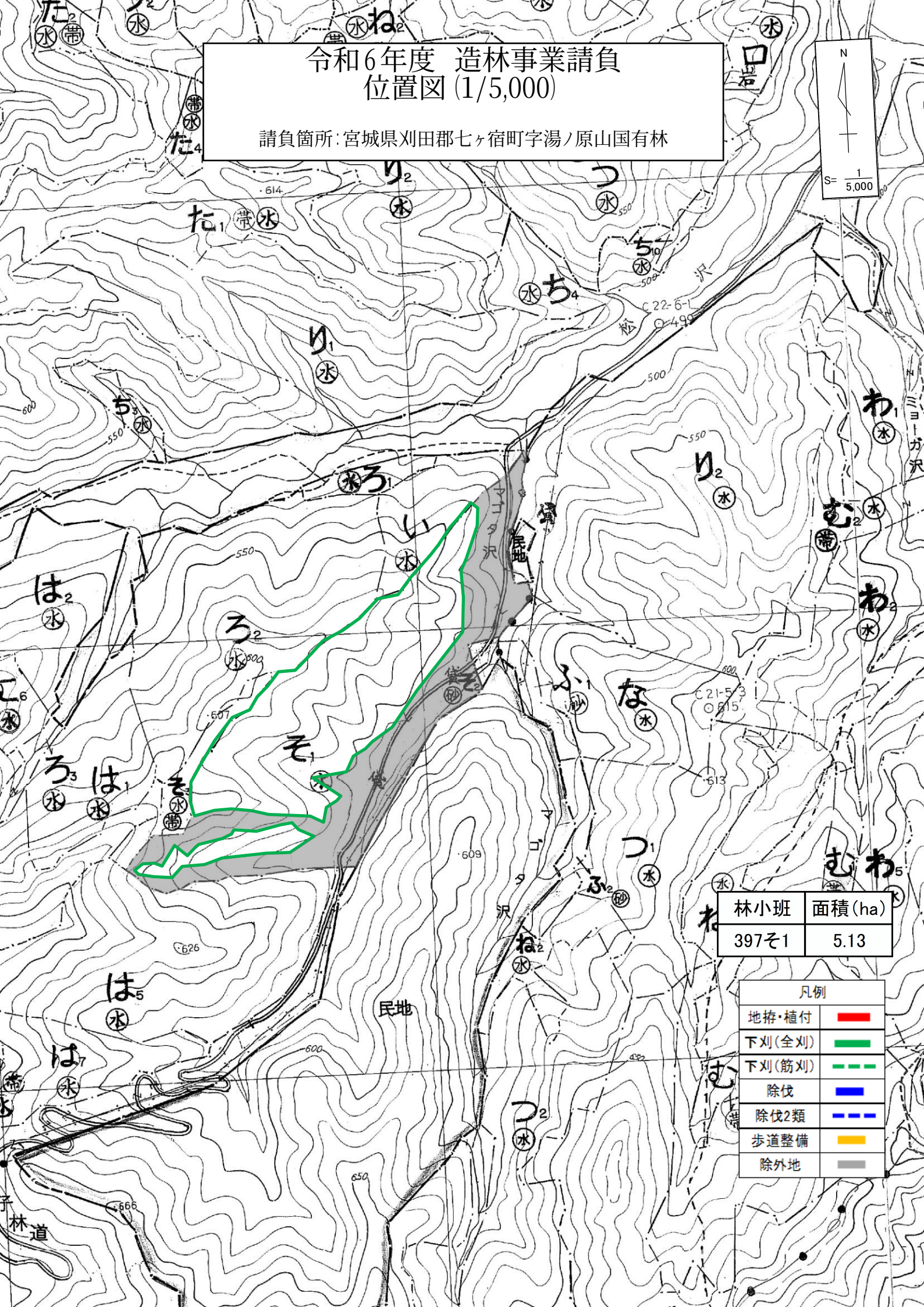
林小班	面積(ha)
397つ	4.20
397ね1	2.65
397ら1	5.19
397ら2	1.34
397う1	0.85
397む	8.21
397う2	1.62
397う3	2.35
397の	4.66

凡例	
地拵・植付	
下刈(全刈)	
下刈(筋刈)	
除伐	
除伐2類	
歩道整備	
除外地	



令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯ノ原山国有林

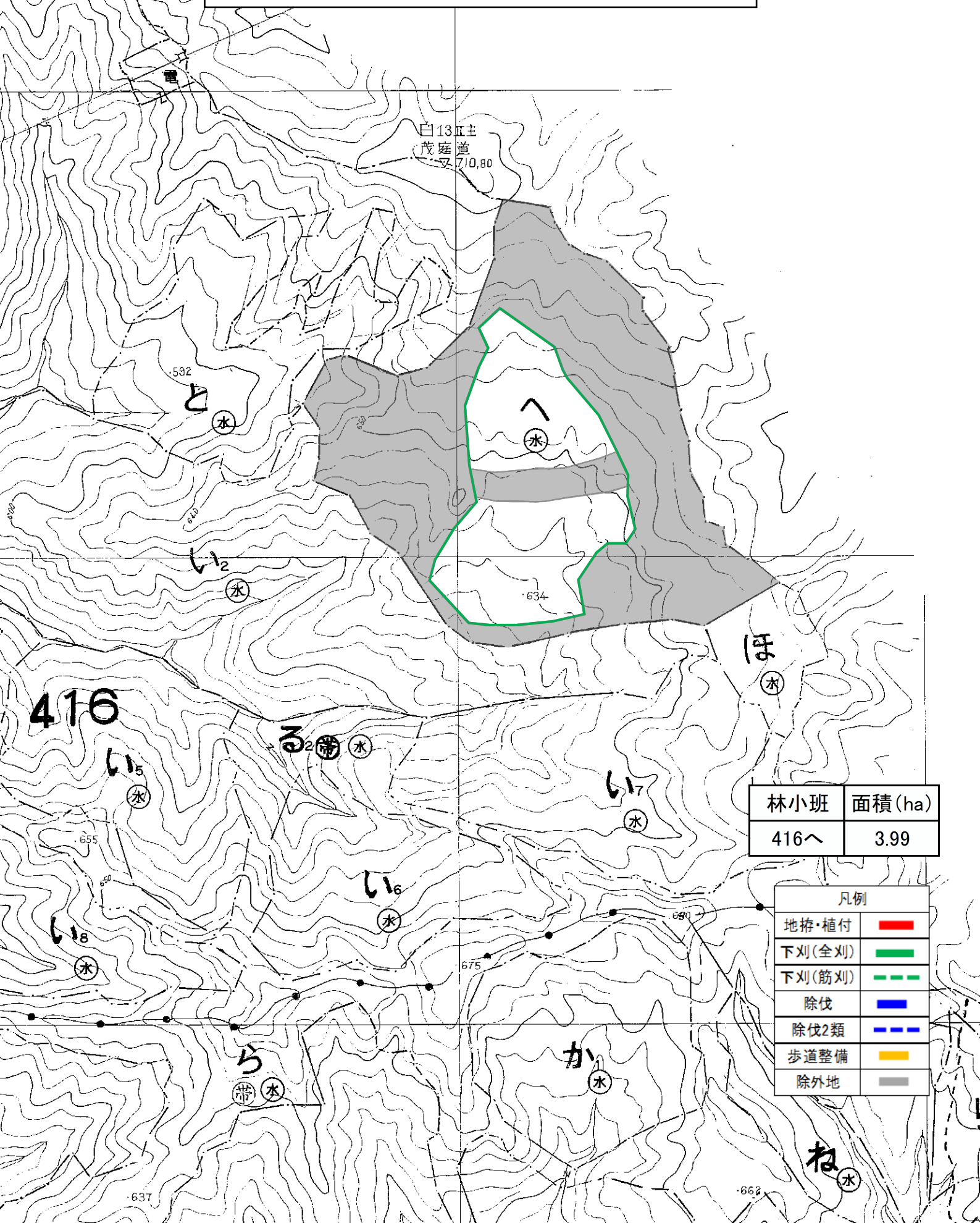


林小班	面積 (ha)
397そ1	5.13

凡例	
地拵・植付	
下刈(全刈)	
下刈(筋刈)	
除伐	
除伐2類	
歩道整備	
除外地	

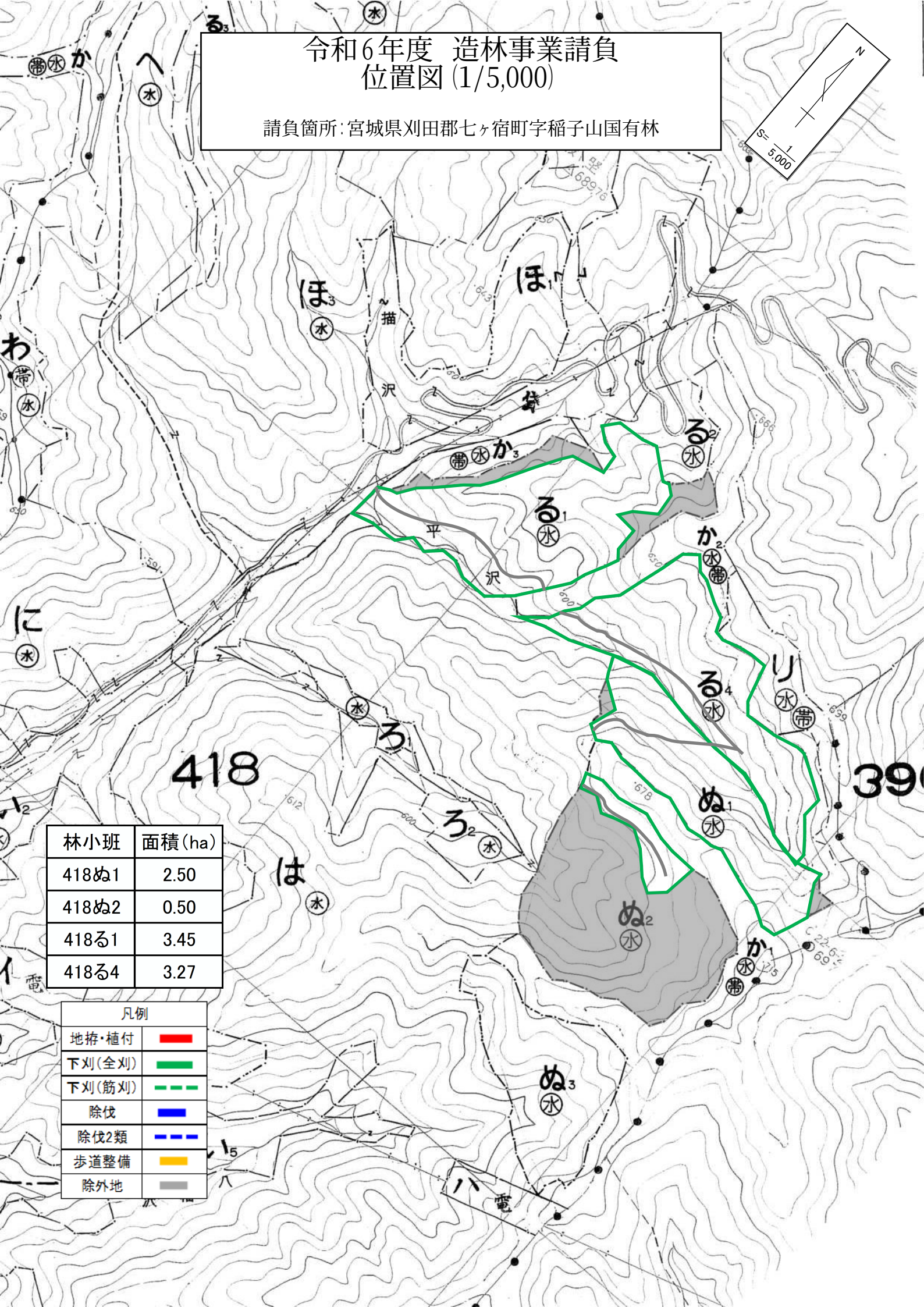
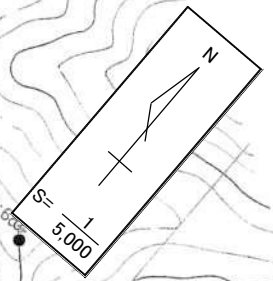
令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字稲子山国有林



令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字稲子山国有林

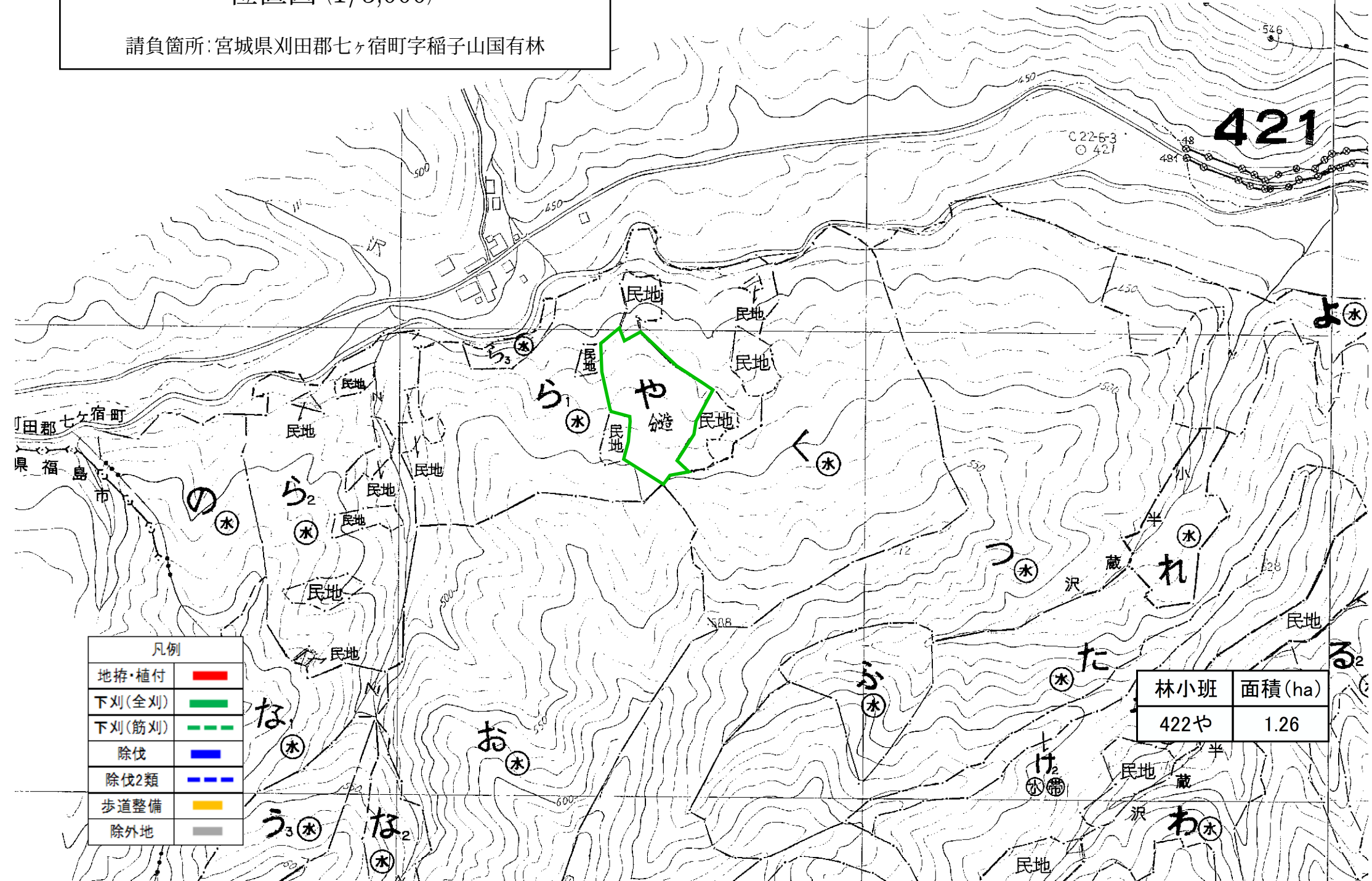


林小班	面積(ha)
418ぬ1	2.50
418ぬ2	0.50
418る1	3.45
418る4	3.27

凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	---
除伐	■
除伐2類	---
歩道整備	■
除外地	■

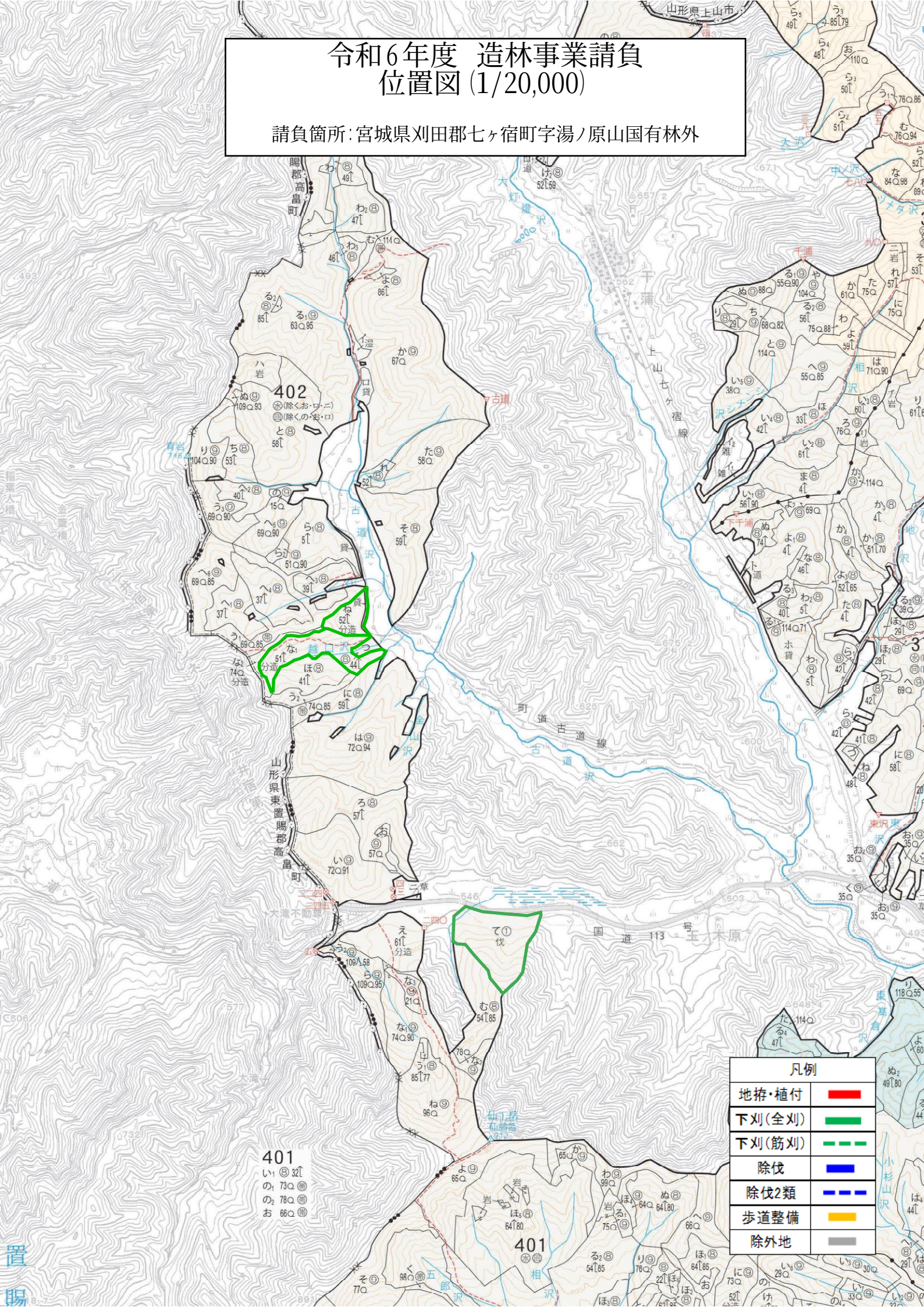
令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字稲子山国有林



令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/20,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯ノ原山国有林外



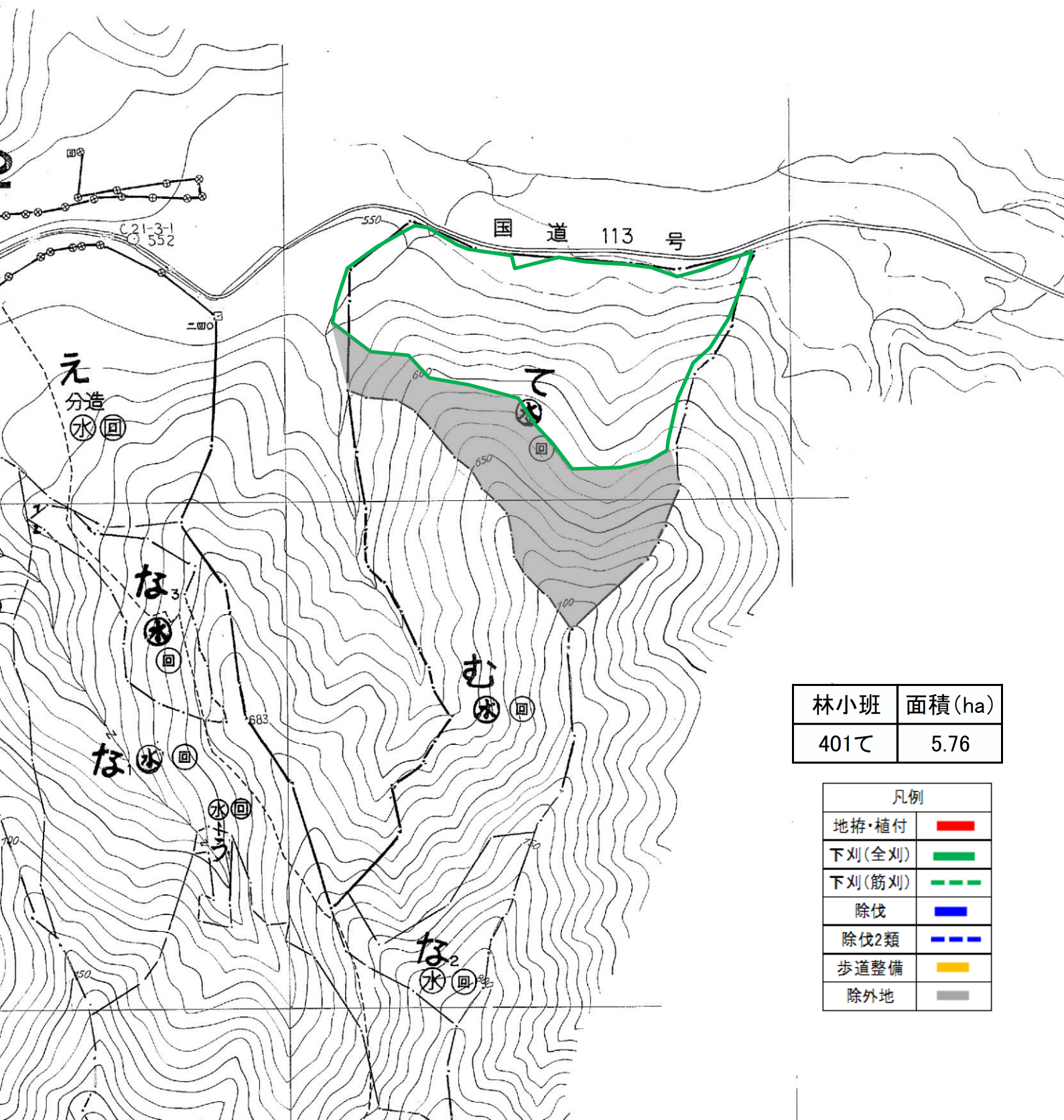
凡例	
地拵・植付	■
下刈(全刈)	■
下刈(筋刈)	---
除伐	■
除伐2類	---
歩道整備	■
除外地	■

請負箇所:宮城県刈田郡七ヶ宿町字湯ノ原山国有林

N



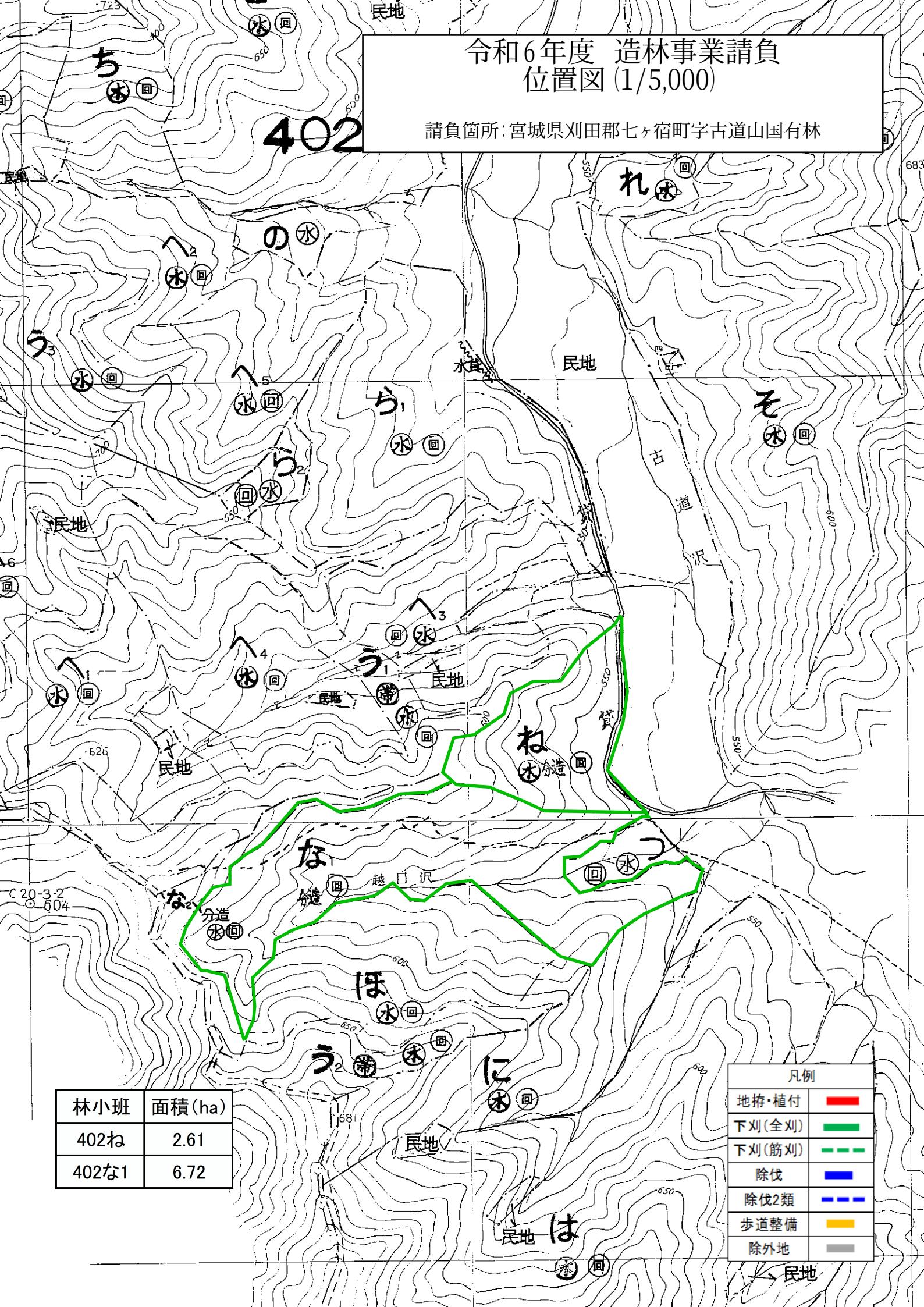
S = $\frac{1}{5,000}$



令和6年度 造林事業請負 位置図 (1/5,000)

請負箇所: 宮城県刈田郡七ヶ宿町字古道山国有林

402



林小班	面積 (ha)
402ね	2.61
402な1	6.72

凡例	
地拵・植付	—
下刈(全刈)	—
下刈(筋刈)	---
除伐	—
除伐2類	---
歩道整備	—
除外地	—

民地